

シルバーカレッジ「鳳山学園」講座規則

第 1 条（目的）

本講座は、高齢者が主体的に新たなる自己啓発と意欲的な社会参加が出来るよう、様々な分野を学び、交流の場を創出することを目的とする。

第 2 条（名称）

本講座は名称を、シルバーカレッジ「鳳山学園」とする。

第 3 条（受講生）

本講座の受講生は、由利本荘市内に在住する 60 歳以上の者で、本講座の目的を理解し受講を希望する者とする。

第 4 条（役職員）

本講座に次の役職員をおく。

- 一、委員長（1 名）
- 二、副委員長（2 名）
- 三、監事（2 名）
- 四、事務局員（中央公民館職員）

第 5 条（役員を選出）

委員長と副委員長及び監事は年度末に行う役員会議にて受講生の中から選出する。

第 6 条（役職員の役割）

- 一、委員長 本講座の運営を統括し、講師の接待・紹介をする。
- 二、副委員長 委員長を補佐し運営を推進する。
- 三、監事 会計及び会務を監査する。
- 四、事務局員 運営業務全般に携わる。

第 7 条（役員の任期）

各役員の任期は 1 年とする。ただし委員長と副委員長の再任は妨げない。

第 8 条（役員会議）

委員長は必要に応じ役員を招集、会議を開催し、本講座の運営を諮る。

第 9 条（当番班）

本講座の開催にあたり会場準備、受講生の受付等は当番班が行う。当番班は毎回の輪番制とする。

第 10 条（会計年度）

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 11 条（規則の改廃）

本規則は役員会議の審議を経て改廃できる。

附 則

この規則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

平成 17 年 3 月 22 日より一部改正。

平成 23 年 4 月 1 日より一部改正。

令和 8 年 4 月 1 日より一部改正。